

『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策

～過去の事例に共通する「組織の常識と一般常識とのズレ」からアプローチする企業不祥事の早期発見・防止策～

●日 時● 2018年 9月 27日 (木) 13:00～17:00

●会 場● 東京・麹町「企業研究会セミナールーム」

講 師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 梅林 啓 氏

【略歴】1989年東京大学法学部卒業。1991年検事任官。東京地検特捜部検事ほか、各地方検察庁において、犯罪捜査・公判等の検察実務に従事。法務省刑事局では主として刑事関連の国際条約の起草作業に関与。在イギリス日本国大使館一等書記官(外務省出向)、内閣官房副長官秘書官等を歴任、2007年2月検事退官後、弁護士登録。同年3月西村あさひ法律事務所入所。2010年1月よりパートナー。主に一般企業法務、コンプライアンス、企業不祥事にかかる危機管理案件などに取り組む一方、「社内調査の進め方」、「従業員不祥事の早期発見・抑止」などコンプライアンス関連のセミナー講師を多数務め、現場での経験を踏まえた臨場感溢れる講演として定評がある。論文(NBL889、890、947、999等、ビジネス法務2011年9月「不祥事公表の要否とタイミング」)、日本経済新聞2012年6月13日経済教室「技術流出、どう防ぐ(下)情報保護法制の整備急げ」など多数執筆。

◆ 開催にあたって

どのような組織においても、不祥事が発生する温床は存在するものですが、不祥事そのものが発生する根本的な原因を解明することは、事案や組織によっても異なることから、非常に難しい命題であるといえます。

本講座では、これまで過去に発生した組織不祥事の特徴や傾向を分析する中で、共通して浮かび上がってきた「常識のズレ(=組織の常識は、一般常識とはズレている)」というキーワードをもとに、その「常識のズレ」が許容範囲を超えて非常識となり、やがて不祥事に繋がっていくまでのメカニズムを解明します。

更に、この新たな視点を踏まえ、不祥事を早期に発見し、防止する為のポイントについても検証していきます。

「詳細は裏面をご覧ください」

●受講料● 1名(税込み、資料代含む)

正会員	33,480円	本体価格 31,000円
一般	36,720円	本体価格 34,000円

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問(FAQ)は、当会ホームページでご確認いただけます。(「TOP」→「公開セミナー」→「よくあるご質問」)
- お申込み後(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- お申込み後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった際は、代理出席をお願い致します。
- 最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただく場合もございます。
- 本申込書をFAXにtwお送りいただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(O発信の有無など)をご確認の上、番号をお間違えないようご注意ください。

一般社団法人企業研究会

担当：上島 E-mail kamijima@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町5-7-2MFPR麹町ビル2F

TEL 03-5215-3516/FAX 03-5215-0951

申込方法 ホームページからのお申込みが便利です。https://www.bri.or.jp

企業研究会セミナー

検索

*セミナーの最新情報をご覧いただけます。

181002-0302(※)		2018.09.27	
申込書 『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策			
会社名	フリガナ		
住所	〒		
TEL		FAX	
ご氏名	フリガナ	所属	役職
Eメール			

【個人情報の利用目的】お客様の個人情報は、お申込受付後のご連絡やご請求等を行うため、また、ダイレクトメールの発送等、当会主催の各種事業をご案内するために利用させていただきます。

『常識のズレ』が引き起こす組織不祥事への対応策

～過去の事例に共通する「組織の常識と一般常識とのズレ」からアプローチする企業不祥事の早期発見・防止策～

9月27日(木)

● プログラム ●

■講師 西村あさひ法律事務所 パートナー/弁護士 梅林 啓 氏

- 解説 -

13:00

I. 組織において「不祥事」が発生する原因はどこにあるのか

- (1) 企業におけるガバナンスの重要性
 - ・企業は、社会からどう見られているか（社会から見た企業に対する一般常識）
 - ・社会が求める企業の法令順守・清廉潔白さと、会社組織の中にいる人との意識の差
- (2) 組織不祥事の発生原因を考える新たなキーワード：「常識のズレ」とは何か
 - ・組織の常識は、一般常識とはズレている
 - ・人の常識は、ある組織に染まることで徐々にズレてくる
 - ・組織の常識に染まることこそが、その組織の一員になるということ

II. 組織不祥事への対応策を考える上で前提となる視点

- (1) 事前監視型社会から、社会・マスコミによる事後監視型社会へ
 - ・必ずしも「法令違反」に該当しなくとも、「ルール違反」として厳しく追及される可能性
- (2) 事後監視型社会の特徴
- (3) 犯罪の摘発から違反行為の摘発（行政処分）へのシフト
- (4) 第三者委員会への注目と限界
 - ・その企業の「常識」に染まっている人は、その企業を客観的に見ることができない
- (5) 不祥事を知らなかった役員に対する責任追及の声
- (6) レピュテーションリスクに対する初動の重要性

III. 「組織の常識と一般常識とのズレ」が原因となった最近の不祥事

- (1) ホテル・レストランにおける食品表示の偽装
- (2) プロ野球統一球問題
- (3) いわゆる「やらせ問題」（タウンミーティングやテレビ番組等）
- (4) 記事／論文の盗用（マスコミの記者・インターネットメディア、大学・研究者等）
- (5) 不適切会計（粉飾決算）
- (6) 製品・サービスに関する偽装
- (7) カルテル
- (8) その他

IV. 「常識がズレていく」メカニズム

- (1) 常識では絶対にやってはいけないと分かっているが、何故やらざるを得なくなるのか
- (2) 不祥事という非常識が発覚することなく繰り返されることによる、会社の中での常識化
- (3) 常識のズレを引き起こす人、会社とともに常識がズレていく人、常識がズレない人の特徴

V. 「常識のズレ」の発見、指摘、矯正による組織不祥事の早期発見と防止策

- (1) 謙虚な目による自社の「実力」の見極め、外部からの客観的な分析
- (2) 「常識のズレ」の観点を盛り込んだ内部監査の実施
- (3) 客観的なデータに対する過信の排除、偽装されにくいデータシステムの構築
- (4) 人材の流動化、社内外の声を積極的に取り入れる仕組みの構築
- (5) 上司と部下との関係性において留意すべきこと（上司としての心掛け）

17:00